

洪水時の避難確保計画

介護老人保健施設 リハビリケア船橋

【施設名： 介護付き有料老人ホーム きゃろっと 】

指定居宅介護支援事業所リハビリケア船橋

令和 5 年 6 月 1 日 改定

様式編 目 次

市町村に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 174 名	昼間 68 名	休日 129 名	休日 40 名
夜間 129 名	夜間 8 名		

【施設周辺の避難経路図】

- ・水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。
- ・周辺の水害状況により、「屋外が危険」と判断した場合は、速やかに2階以上の垂直避難による安全確保を優先する。

① 船橋小学校 体育館（2階）



② 勤労市民センター

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 >洪水注意報発表 >海老川（船橋本町地点）が氾濫注意水位に到達又は江戸川（野田地点）に氾濫注意情報発表	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 >高齢者等避難の発令 >江戸川（野田地点）が氾濫警戒情報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 ＊「高齢者等避難」の発令により避難を開始する	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 >避難指示の発令 >海老川（船橋本町地点）又は江戸川（野田地点）が氾濫危険情報発表	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）※登録方法下記参照
洪水予報・河川水位	国土交通省「川の防災情報」、千葉県「防災ポータルサイト」
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、船橋市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、 船橋市公式アプリ「ふなっぷ」 ※登録方法下記参照

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ③ 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

※ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）

船橋市は、風水害や地震などの自然災害の状況を「ふなばし災害情報」として、配信しています。

I 配信内容

- ① 各種気象警報
- ② 土砂災害警戒情報
- ③ 震度4以上の地震情報
- ④ 災害時の避難所開設情報
- ⑤ 大規模事故災害等の情報 ほか

II 登録方法



「ふなっぷ」とは？

防災、子育て、観光などの情報を一つにまとめ、知りたい情報の分類を選択することで必要な情報をプッシュ通知で受け取ることができるアプリです。

この他に、市で配信しているごみ分別アプリ「さんあ〜る」や子育て支援アプリ「ふなっこアプリ」、健康アプリ「ふなばし健康ポイント」を利用することで生活に必要な情報をすぐ集めることができます。

・iOS (iPhone等)



・Android



6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、垂直避難による屋内安全確保を優先とする。その場合は、館内所定箇所の備蓄物資を使用する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	船橋小学校	(250) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (8) 台
避難場所②	勤労市民センター	(500) m	同上
屋内安全確保 (2階以上)	介護老人保健施設 リハビリケア船橋		

7 避難の確保を図るための施設の整備

- ・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- ・これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。
- ・情報共有手段として役職者の LINE WORKS や各部署の連絡ツールを使用する。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり1.5ℓ/日）※調理用水は別に用意している <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり9食分） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 携帯トイレ（1人あたり__回分）
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input checked="" type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

- ・年2回の防災訓練に合わせて、避難確保計画に基づく情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練または講義を実施する。
- ・諸般の事情により集合形式での防災訓練が困難な場合は筆記形態による災害対策勉強会などを実施して、非常事態に備える。

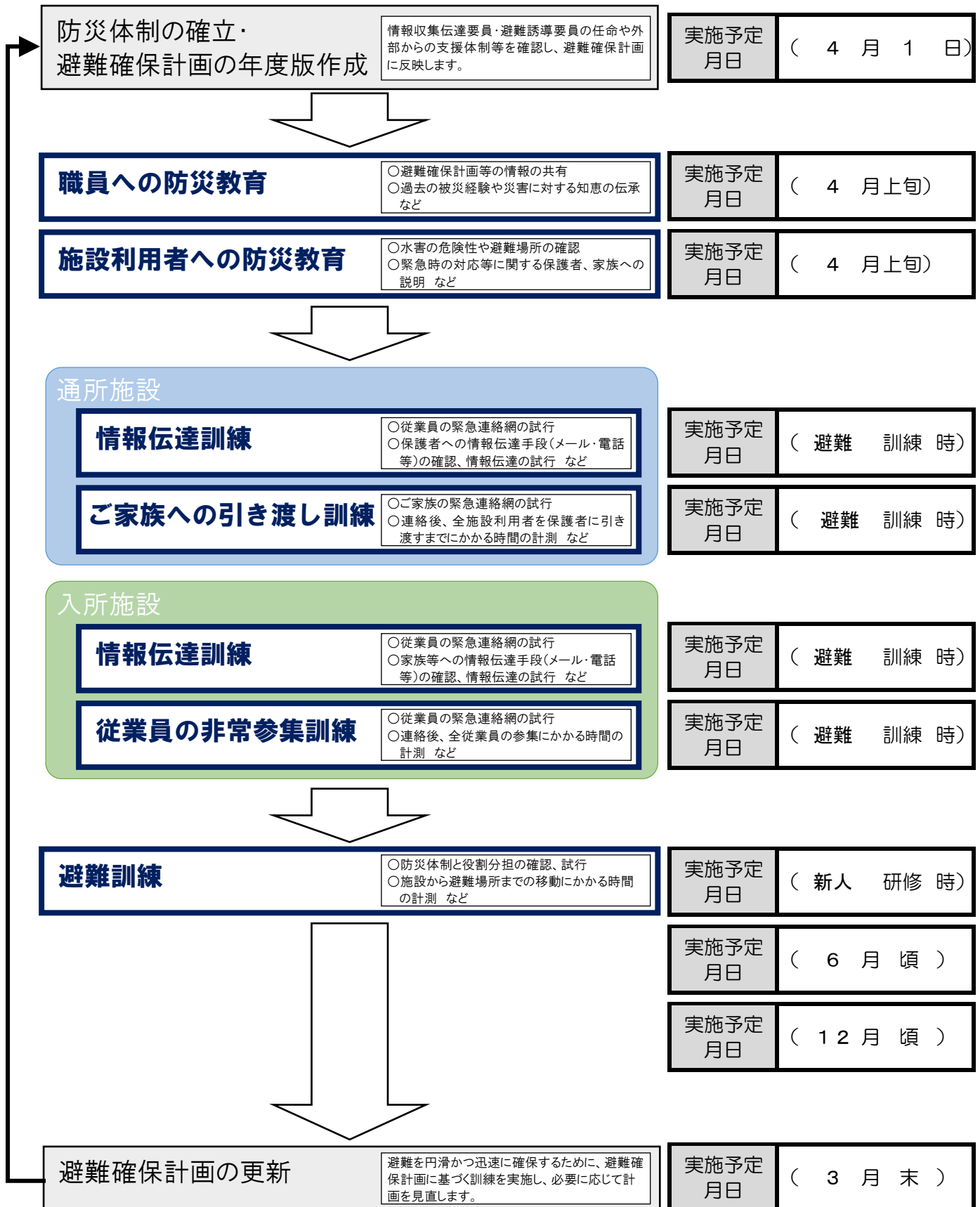
9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 災害時参集メンバーへの集合要請

・自営水防組織は日勤勤務の時間帯（8時30分～17時30分）が基本となるため、それ以外の時間帯で人員確保が必要な場合は、LINE WORKSの「役職者グループ」にて参集の可否を決定し、（近郊メンバー）と（遠方メンバー）へメッセージを送信する。但し、施設への通勤ルートが水害による危険にさらされると判断した場合は、参集を中止する。

1 1 防災教育及び訓練の年間計画作成例



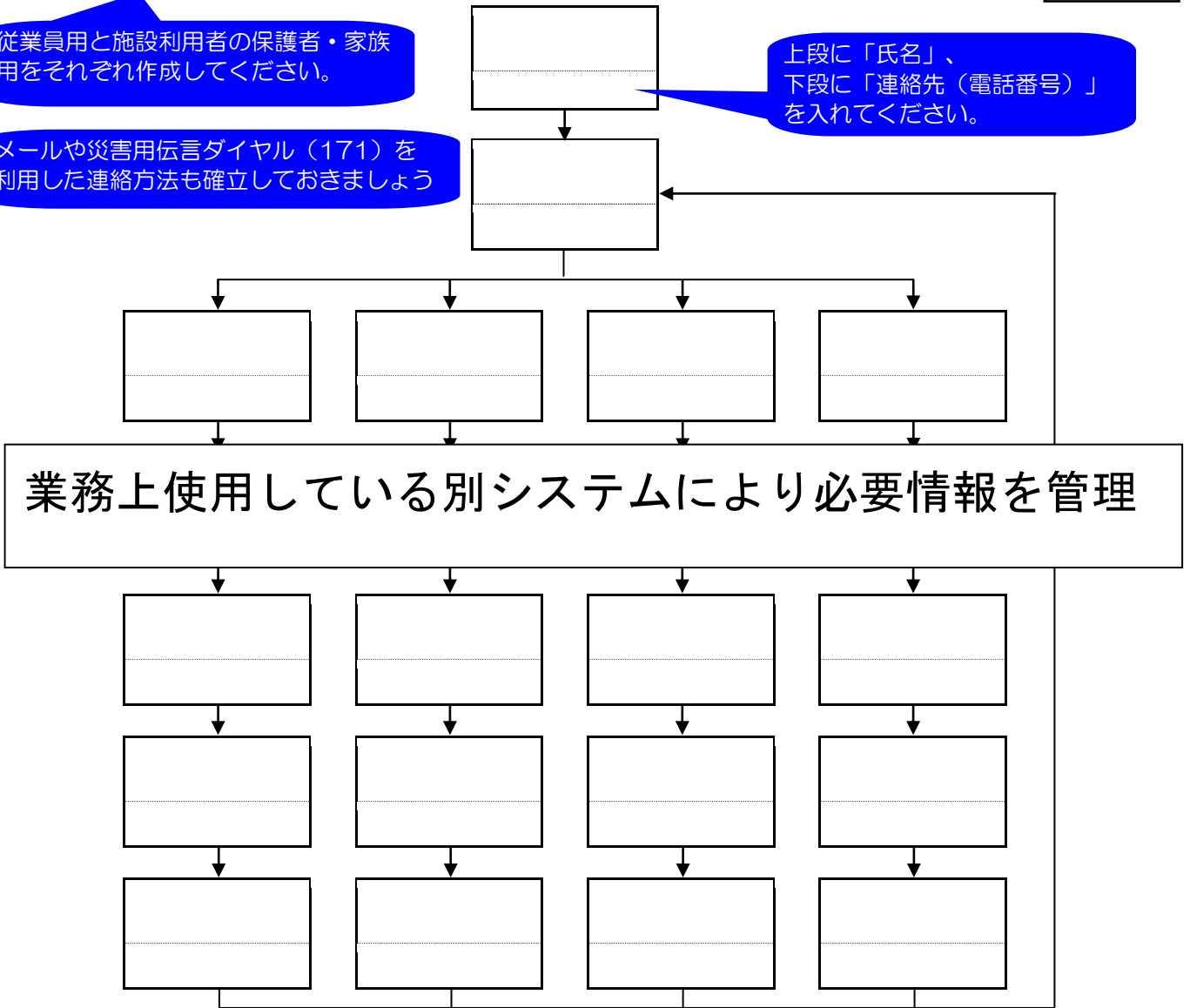
13 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					
業務上使用している別システムにより必要情報を管理					

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

防災マニュアルにて組織体制を管理

避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

別添 「自衛水防組織活動要領」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)		
総括・情報班	役職及び氏名 班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	任 務 <input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	防災マニュアルにて組織体制を管理	
避難誘導班	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器